

一般会計収支予算など可決

— 第66回定期総会 —



平成14年度事業計画(案)、収支予算(案)に見入る代議員の皆さん=3月28日

土地連会報

発行所 等
 行軍連合会
 沖繩県久米2丁目7の3
 那覇市久米 松茂良 興 典
 発行人 電話 (098)868-6270
 F A X (098)863-0047

新規事業に 創立五十周年記念事業を盛り込む

沖繩県軍用地等地主連合会第六十六回定期総会は、三月二十八日午後二時から那覇市在沖繩県青年会館において開催されました。屋良政信会長は冒頭で、平成十二年度軍用地等問題対策協議会に係る収支報告書で個人名義無断借用の政治献金疑惑問題に触れ「私、存でやったこと、関係者の皆さんにご迷惑かけたことをお詫びします」と陳謝しました。同協議会の収支報告書については、適法に処理すべく訂正手続きを進めていることも明らかにしました。一方、屋良会長から提出された平成十四年度一般会計収支予算案等六件の議案は、原案通り可決され、任期満了に伴う理事及び監事の改選については、各地区から推薦のあった理事十四人、監事三人が満場一致で承認されました。また、四月一日開催された理事会で正副会長の互選が行われ、会長に花城清善氏が選任され同日就任しました。

事業計画の 基本方針

第六十六回定期総会で承認された平成十四年度事業計画の基本方針は、次に掲げるとおりとなっています。

懸案となっていた駐留軍用地跡地に対する地主補償、すなわち給付金問題、支給期間原則三年とされるもの、平成十四年四月一日より施行されることになっている沖縄振興特別措置法」の中で、大規模跡地及び特定跡地として指定されるものについては特例措置と

大城副会長ら退任

長い間、土地連役として、軍用地諸問題の解決に「尽力を頂いた次の氏が、任期満了に伴い平成十四年三月二十一日をもって退任いたしました。大城松勇氏(副会長(名護市)、高宮城實康氏、理事(北谷町、浦崎康克氏、理事(宜野座村)、平良信夫氏(理事(佐敷町)、照屋武一氏(監事)沖繩市

平成14年度収支予算書(総括)

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

単位:千円

科 目	合 計	I 収入の部				II 支出の部				
		一般会計	共 同 会 計	事 業 会 計	地 所 不 明 土 地 管 理 特 別 会 計	合 計	一 般 会 計	共 同 会 計	事 業 会 計	地 所 不 明 土 地 管 理 特 別 会 計
基本財産運用収入	3,000									
会 費 収 入	161,420	161,420								
補助金等収入	20,671	20,670		1						
雑 収 入	6,884	2		6,760					121	
預り金収入	12,849				12,849					
拠出金収入	20,000				20,000					
入会金収入	200			200						
負担金収入	410								410	
特定預金取崩収入	18,983	10,526		6,000	2,457					
繰入金収入	16,647	2,620		8,251	5,775				1	
当期収入合計	261,064	195,238		41,212	21,082				3,532	
前期繰越収支差額	3	1		1	1					0
収入合計	261,067	195,239		41,213	21,083				3,532	
事業費	63,495	63,495								
渉外事業費	314			314						
政府受託事業費	20,669	20,669								
沖縄振興特別措置法	3,661			3,661						
管 理 費	106,276	88,980		10,836	5,547				913	
固定資産取得支出	3	2		1						
預り金支出	2,588				2,587					1
拠出金支出	6,000			6,000						
特定預金支出	37,812	5,004		20,060	12,748					
繰入金支出	16,647	14,027		1	1				2,618	
予備費	3,602	3,062		340	200					
当期支出合計	261,067	195,239		41,213	21,083				3,532	
当期収支差額	Δ3	Δ1		Δ1	Δ1				0	
前期繰越収支差額	0	0		0	0				0	

このように、土地連を取りまく諸情報は極めて増量要請行動

(一) 駐留軍用地の返還に伴う問題解決要請行動
 (二) 平成十五年度賃料増額要請行動

(三) 共済事業にかかるときの増額要請行動
 (四) 位置境域不明確化のための解決促進要請行動
 (五) 議事等の懇談及び提言、助言等の聴取

(六) 其地行政にかかわる諸員会等への参画

(七) その他、政策要求にかかる資料収集及び調査研究

(八) 刊行物の発行等事業について
 (一) 創立五十周年記念刊行物の編集及び発行
 (二) 土地連会報の発行定期臨時

(九) 関連刊行物の発行及びインターネットによる広報活動

(十) 公益法人指導監督基準の運用指針等対策について

(一) 財務及び会計の適切な処理に関する調査研究
 (二) 情報公開に関する対応及び調査研究
 (三) 現行事業(特別委員会の充実)強化について
 (一) 共済事業の推進及び受益者負担の充実
 (二) 財産管理(土地)所有者居所不明土地にかかる所有権者の確認調査及び管理強化
 (三) 委任に伴う賃料受領事業の充実・強化
 (四) 組織の充実、強化
 (五) 組織の充実、強化
 (一) ペイオフに対応した公金管理の充実・強化
 (二) 会員の意思統一と団結による組織の充実、強化
 (三) 創立五十周年記念事業の推進

新会長に花城清善氏選任

理事会

任期満了に伴う役員改選

副会長に我那覇、仲間氏

第六十六回定期総会後初めての理事会及び監事会が四月一日土地連会館で開かれ、会長、副会長及び代表監事の互選について協議した。その結果、会長に宜野湾市地主会長の花城氏、副会長に那覇市地主会長の我那覇氏、金武町地主会長の仲間両氏が、代表監事に那覇市地主会の長嶺氏がそれぞれ選任された。



第7代会長に就任した花城清善氏

会長就任挨拶

伝統ある本会の会長に選任され、本当に身の引き締まる思いであります。これから二万年間、理事の方々をはじめ代議員並びに関係者各位のご理解とご協力を頂戴いたしまして、私に与えられた任務をまっとうしていく決意であります。

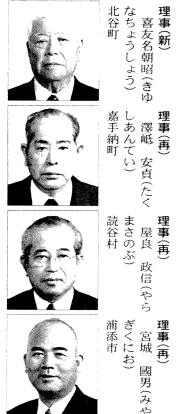
月一日から施行された沖縄振興特別措置法の中に、私どもが予てから地権者の声として訴えてまいりました給付金の問題、跡地対策の問題が含まれたとは、具体的内容からいって、容はこれらであります。さらにベイオに伴う公金管理の問題が、取引先金融機関が破綻した公金がカットされております。取引先金融機関の経営状況不安が、さらなる危険性も出てまいりますので、取引先金融機関の経営状況をしっかりと把握し、安全かつ効率的な公金の管理運用に努めてまいります。それから、間もなくやってくる創立五十周年記念事業の準備が、今年度におきましては記念誌の発行に向けて取り組みを行うべく、記念誌編集委員会を早々に設置し、具体的な作業に入っていくと考えております。

厳しい現状であり、まず「人事を尽くして結果を待つ」と「和をもって信頼を築き行動に徹す」をモットーに、職務に精励してまいりますと考えております。

御しい現状でありまず「人事を尽くして結果を待つ」と「和をもって信頼を築き行動に徹す」をモットーに、職務に精励してまいりますと考えております。

新執行部等の顔ぶれ

副会長(新) 我那覇 常俊(ひが) 金城 重正(しんじ) 比嘉 眞成(まな) 比嘉 眞成(まな) 金城 重正(しんじ) 比嘉 眞成(まな)



代表監事に長嶺氏

去る三月の定期総会で、長嶺善勇氏、金城忠行氏、浜比嘉勇氏の三人が選任されましたが、就任後初の監事会を四月一日開き、代表監事の選任と今年一年間の監査計画等について話し合われました。

その結果、代表監事に那覇市地主会の長嶺氏が選任されたほか、今後の監査計画については、通常監査である中間監査(四月〜九月、決算監査十月〜三月)のほか、四半期

毎に業務執行状況等の監査を実施することも決め、チェック体制を強化することにしてあります。



主要日誌／平成13年度

- 平成十三年
- (四月)
 - 六日▼稲嶺県知事、那覇防衛施設局長へ「駐留軍用地の返還等に伴う特別措置に関する要請」の返還等に関する要請
 - 七日▼正副会長、防衛庁、防衛施設庁等関係機関へ「駐留軍用地の返還等に伴う特別措置に関する要請」の返還等に関する要請
 - 二六日▼小泉内閣発足
 - (五月)
 - 九日▼正副会長、山中貞則先生激励会出席のため上京
 - 二三日▼土地連沖縄振興新対策特別委員会「花城清善委員長及び提供用地借料対策特別委員会」田村就史委員長発足
 - 二三日▼会長、自由民主党沖縄振興委員会へ出席し、土地連が抱える現状と問題点について意見陳述
 - 二五日▼第六十五回定期総会開催
 - (六月)
 - 六日▼会長、自由民主党沖縄振興委員会審議場聴衆のため上京
 - 七日▼稲嶺県知事、自由民主党沖縄振興委員会(野中広務委員長で、沖縄振興新法の制定に向けた制度、施策の実現協力)を求める
 - 八日▼政府、第七回代務施設協議会で、普天間代替施設として三丁法八案を県長に提示(新式機橋、ポットン、埋立工法)
 - 九日▼自由民主党沖縄県連主催の二日政調会で、軍転特措法の見直しと延長等について要請
 - 一七日▼軍転特措法見直し、延長貫徹徹底推進会
 - 一九日▼正副会長、軍転特措法見直しと延長等要請のため上京
 - 二二日▼提供用地借料対策特別委員会開催第一

沖縄振興新法が成立

―跡利用の促進、円滑化措置も規定―

向こう十年の沖縄の発展を法的に担保する沖縄振興特別措置法が、三月二十九日の国会で全会一致で成立し、四月一日施行となる。

軍転換措置関連問題

で要請した主要な項目も新しい振興法に盛り込まれており、政令では本振換跡地は三百ヘクタール以上、特定跡地は五十ヘクタール以上と規模を初めて明記した。

駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則は、国の責務として、駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。―として、地方公共団体の責務として、沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するための整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。―とし、国、沖縄県及び跡

地関係市町村は、密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならないものとする。―と規定したのが特徴。

注目された特定跡地給付金の支給については、所有者等が返還日の翌日から引き続き三年を超え、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、基準日から、当該所有者等の申請に基づき、特定跡地給付金を支給するものとする。―として法律成立に伴い、政令も制定された。

地方公共団体の責務

第九十七条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第九十八条 国は、前条で定める範囲内において、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十九条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百条 沖縄県知事は、第九十一条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

沖縄振興新法(抜粋)

別措置法(法律第十四号)

第一章 総則

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第十四条 駐留軍用地、沖縄国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」とする)の号及び次号において

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則

第九十五条 国、沖縄県、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び調いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

第九十六条 国は、前条で定める範囲内において、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十七条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十八条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十九条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百条 沖縄県知事は、第九十一条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

「日米安保条約」という。―に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。―が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

第十五条 駐留軍用地跡地、日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する基本原則(以下「基本原則」とする)にのっとり、駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則(以下「基本原則」とする)にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

第十六条 跡地関係市町村、駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

第十七条 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

第一節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則

第九十五条 国、沖縄県、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び調いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

第九十六条 国は、前条で定める範囲内において、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十七条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十八条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十九条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百条 沖縄県知事は、第九十一条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零一条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零二条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零三条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零四条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零五条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零六条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零七条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零八条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零九条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百一十条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十九条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百条 沖縄県知事は、第九十一条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零一条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零二条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零三条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零四条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零五条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零六条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零七条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零八条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百零九条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第一百一十条 国は、前条第一項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該取組方針に定める事項を定めるものとする。

第九十八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。
 (市町村総合整備計画の策定)
第二百一条 跡地関係市町村の長は、前条第一項の規定による特定跡地の指定があったときは、沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第十条第一項の規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。

た。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。
第三節 大規模跡地給付金の支給
第二百二条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第百一条第一項の規定により定められた県総合整備計画に基づき、市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期にわたることに伴う大規模跡地所有者等(大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者)を以て、以下各条において同じ、の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地(復帰協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、前項の規定による特定跡地の指定を受けるものに限る。国有地を除く。以下同じ)の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日以後、当該項及び次項において「返還日」という)を超えて、当該土地に引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益してないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から三年を経過した日(次項において「基準日」という。)から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十一年法律第二百十九号)第七十二条の規定する補償金の一日当たりの額に、基準日から当該大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日まで(特定跡地給付金の支給に規定する政令で定める期間を超える場合)は、当該政令で定める期間の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として、国から支払を受けた補償金(次項において「補償金」という。)の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一、大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第一項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等が当該土地を返還を受けた日(以下、この項において「返還日」という。)の翌日から引き続き三年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益してないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日(返還日の翌日から三年を経過した日)から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する

を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一、大規模跡地所有者等について一年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千円から当該期間中に当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。4 共有の土地について前項の規定を適用する場合においては、共有者員一人の大規模跡地所有者等とみなす。

返日の翌日から三年を経過した日(以下、この項において「返還日」という)から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

共済資金融資貸付のご案内

有利な条件でご利用いただけます

この融資制度は、軍用地地主の生活の安定と福利の増進を目的とした制度で、金融機関のご協力により長期で低利の融資となっています。

- ご利用いただける方
土地連共済会会員又はその配偶者又は一親等の続柄者(重復貸付は認めない)。
- このような時にご利用下さい。
住宅資金・事業資金・教育資金・乗用車購入資金及びその他。
- 融資申込手続
共済資金融資のあっせん申込書の提出(既任会員の場合)
○所属地主会窓口で「あっせん申込書」に必要事項を記入し提出して下さい。
○向申込書の添付書類として拠出金の「預り証」(写)が必要です。
○「預り証」紛失による「会員証明書」発行の場合は事務取扱手数料500円が必要です。振込手数料は各自負担
- (新規会員の場合)
○所属地主会窓口で「あっせん申込書」に必要事項を記入し提出して下さい。
○向申込書の添付書類として拠出金込みの「振込金受取書・振込受付書(空)」が必要です。但し、利率につきましては、平成14年4月1日(月)から平成14年9月30日(月)までに申込みれると年2.40%が適用されます。
- 借入手続及び融資実行
融資希望金融機関より融資の通知があり、当該金融機関において借入に関する諸手続をすること。ただし、融資実行までは約1ヵ月~1ヵ月半程度の期間を要する。
- 持参書類
○ 土地賃借料算定調書及び土地明細書(コピー)
○ 土地登記簿謄本(原本)
○ 戸籍簿本または抄本(配偶者又は一親等に限定)
※ 印鑑(実印)及び預り証持参

1. 融資限度	最高額1,000万円
2. 期間	15年以内
3. 利率	長期プライムレート適用+α(年2回金利見直し)
4. 担保	当該軍用地及びその他
5. 保証	原則として不要
6. 償還方法	月賦払・半年賦払・年賦払

※詳しくは各所属地主会、又は連合会(098)868-6270にお問い合わせ下さい。

屋良会長が謝罪

—会員の名義借用等について—

去る三月十四日、マスコミは、鈴木氏側へ違法献金とした内容の記事を全国一斉に取りあげた。平成十二年の鈴木宗男衆議院議員の資金管理団体「21世紀政策研究会」政治資金収支報告書の中に、実際には献金していない読売村地主会員の個人名を無断で借用し寄付して記載している。これは政治資金規正法違反に当たる。といものである。三月十八日屋良政信土地連会長(当時の軍用地問題対策協議会会長)は、「これは事実関係を認めたらえ、その結果についての記者会見で経緯を釈明し、関係者に多大な迷惑をかけたことを陳謝した。屋良政信会長は、「これは軍用地等問題対策協議会の厳しい財政状態の中で止を得ず選択したが、読売村地主会員の個人名を借用しての献金問題となった。事実上は報道のとおりであり、その全ての責任は会長である私にある。関係地主や鈴木代議士はじめ県民に謝罪し、平成十二年の政治団体「軍用地等問題対策協議会」の政治資金収支報告書を訂正する。」「沖繩県選挙管理委員会へ提出する。」と明らかにした。さらに、屋良政信会長は、個人名義を無断借用した読売村地主会員の皆さんには、その後、事情や経緯を説明し、理解してもらったことも明らかにした。

政治団体の設立 団体活動を展開

平成十二年二月四日、軍用地等関係地主の団結をもって、軍用地等関係地主の財産権保護並びに軍用地等諸問題の適正妥当な解決を図るため政治資金規正法第三条第一項に基づく団体活動を行うことを目的とする。軍用地等問題対策協議会が設立された。そして同年一月九日に沖繩県選挙管理委員会に政治団体設立届出提出した。軍用地等問題対策協議会会費規程によると、及び個人入会金は①法人及び団体一万円、②個人一千元とし、会費は年額①法人及び団体一〇二万円、②個人一〇二千元とし、会員の希望により二〇以上

を徴取することができるものとなっている。一方、軍用地等問題対策協議会設立の経緯を踏まえ、屋良政信会長は五月下旬、会員資格該当者に要旨、良政信会長は五月下旬、会員資格該当者に要旨、良政信会長は五月下旬、

止するといものである。この機会に軍用地等関係地主の財産権保護並びに軍用地等諸問題の適正妥当な解決を図るための検討を積み上げてきた結果、今後とも引き続き「政治」の力が必要不可欠なものであることを確認。その対応策として政治資金規正法第三条第一項に基づく諸活動を行う事が最善の方法であるとの結論に達した。そのため去る四月十四日「軍用地等問題対策協議会」を設立した。その趣旨を整理した。平成十二年一月一日より禁律の失効が平成十四年六月十九日というところもあり、防衛庁や防衛施設庁に対し再三、再四の要請活動を行ってきた。しかし、本法律が議員立法である

て適法に処理したものである。その他に二百万円が「21世紀政策研究会」に個人名義を無断借用し寄付されている。指摘されたおり違法献金となるため、沖繩県選挙管理委員会へ提出した収支報告書を訂正することになっている。

何故か名義無断借用の措置を講じたのか。会費収入等が厳しく推移するなかで支出はタイミング等を考慮し予算通りの執行を余儀なくされた。その運用資金調達に苦慮している折、特定の役員からの一時借入金による継ぎで措置することになったため、借入金による寄附という批判を恐れ、個人名義の借用を選択することになった。

「ベイオフ解禁」平成十四年四月一日から「ベイオフ」が解禁された。このことにより、預け入れ先の金融機関が万一破綻した場合も、二元一千万円との利息については、流動性預金を普通預金に振替える措置を講じた。また、この措置はあくまでも、時的なものであり、流動性預金が解禁される来年三月までに、はきちょうした方針の下、管理運用の対策をしていくことにしております。当面は、取引先金融機関の経営状況に関する情報を収集し、財務分析の徹底を、経営体力的確かな把握に努めていくこととしております。

「ベイオフ解禁」平成十四年四月一日から「ベイオフ」が解禁された。このことにより、預け入れ先の金融機関が万一破綻した場合も、二元一千万円との利息については、流動性預金を普通預金に振替える措置を講じた。また、この措置はあくまでも、時的なものであり、流動性預金が解禁される来年三月までに、はきちょうした方針の下、管理運用の対策をしていくことにしております。当面は、取引先金融機関の経営状況に関する情報を収集し、財務分析の徹底を、経営体力的確かな把握に努めていくこととしております。

「ベイオフ解禁」平成十四年四月一日から「ベイオフ」が解禁された。このことにより、預け入れ先の金融機関が万一破綻した場合も、二元一千万円との利息については、流動性預金を普通預金に振替える措置を講じた。また、この措置はあくまでも、時的なものであり、流動性預金が解禁される来年三月までに、はきちょうした方針の下、管理運用の対策をしていくことにしております。当面は、取引先金融機関の経営状況に関する情報を収集し、財務分析の徹底を、経営体力的確かな把握に努めていくこととしております。

二九日▼正副会長、軍転特措法の見直し延長問題について、補償員知事へ要請

二日▼補償員知事、国に新たな沖繩振興に向け基本構え、方策方針を提出、併せて軍転特措法の延長等についても要請

三日▼沖繩振興新法対策特別委員会開催第二回

二五日▼提供用地料対策特別委員会開催第三回

二七日▼那覇防衛施設局長へ平成十四年度貸付料増額措置要請(対前年度政府予算比三三・九%増の八七億四千万円増)

二八日▼那覇空軍事務所空港長へ平成十四年度貸付料増額措置要請

二九日▼正副会長、平成十四年度貸付料増額措置要請のため上京

二九日▼政府、内閣府原案として沖繩振興特別措置法(仮称)をまとめる

二六日▼全役員、平成十四年度貸付料増額措置要請のため上京

二三日▼提供用地料対策特別委員会開催第四回

二九日▼沖繩振興新法対策特別委員会開催第三回

二七日▼土地連、軍転特措法の十年延長を政府要請するよう、県申し入れる

二九日▼沖繩振興新法対策特別委員会開催第四回

二六日▼県企業局へ平成十四年度貸付料増額措置要請

二八日▼沖繩振興新法対策特別委員会開催第五回

市町村地主会は、地域における窓口として地主会員との接点は深い、軍用地に係る諸問題の解決促進策等のほか、毎年の賃貸料支払い、共済事業に係る資金の融資あつせ入受け、所有権移転後の諸手続きなどの業務を行っております。

ここに地主会の概要を紹介致します。

国頭村軍用地地主会

- ・字辺土名一五二〇、三丁A国頭支店内
・会長 金城忠行
・地主数二〇五名
・関連施設
北部訓練場 奥開レ
ストセンター

名護市軍用地地主会

- ・城二一六一九城公民館内
・会長 大城松男
・地主数五七名
・関連施設
キャンプ・シユワフ
辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、県企業局用地、沖縄電力用地

恩納村軍用地地主会

- ・字恩納一四五一(恩納村役場内)
・会長 當山茂
・地主数六四四名
・関連施設
キャンプ・ハンセン、恩納弾薬庫地区
空自・恩納分屯基地

宜野座村軍用地地主会

- ・字宜野座一九六(宜野座村役場内)
・会長 浦崎康克
・地主数一五一一名
・関連施設
キャンプ・ハンセン
キャンプ・シユワフ

金武町軍用地地主会

- ・字金武三四・七
・会長 仲間昌信
・地主数一八四六名
・関連施設
キャンプ・ハンセン、ギンバル訓練場、金武ブルビーチ訓練場、金武レンド、ビーチ訓練場、空自・恩納分屯基地、沖縄電力用地

伊江村軍用地地主会

- ・字東江前二八(伊江村役場内)
・会長 野原哲男
・地主数一〇七七名
・関連施設
伊江高補助飛行場

石川市軍用地地主会

- ・字石川一(石川市役所内)
・会長 仲宗根正雄
・地主数一五一一名
・関連施設
恩納弾薬庫地区、嘉手納弾薬庫地区

勝連町軍用地地主会

- ・字立安名一〇三(勝連町役場内)
・会長 吉里 勇
・地主数二一九七名
・関連施設
ホワイテ・ビーチ地区、海自 沖縄基地隊、陸自 勝連分屯地

美知市軍用地地主会

- ・字天願 四五
・会長 安藤名良
・地主数三四四名
・関連施設
キャンプ・コート二
嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・マクトラス、キャンプ、

市町村地主会紹介

嘉手納町軍用地地主会

- ・字高志保三〇三(一)
・J A読谷支店内
・会長 屋良政信
・地主数三三三四名
・関連施設
嘉手納弾薬庫地区、瀬名波通信所、楚辺通信所、トリー通信施設、読谷補助飛行場

嘉手納町軍用地地主会

- ・字嘉手納六〇五・四
・会長 澤嶋安員
・地主数三三六名
・関連施設
嘉手納弾薬庫地区

瑞慶覧 天願橋

- ・陸軍貯油施設、海自
・具志川送信所、県企業局用地、沖縄電力用地
瑞慶覧 天願橋
陸軍貯油施設、海自
具志川送信所、県企業局用地、沖縄電力用地

沖繩市軍用地地主会

- ・字石川一(石川市役所内)
・会長 仲宗根正雄
・地主数一五一一名
・関連施設
恩納弾薬庫地区、嘉手納弾薬庫地区

北谷町軍用地地主会

- ・字吉原九七八
・会長 喜友名朝昭
・地主数四〇八三名
・関連施設
嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、キャンプ・桑江、キャンプ・瑞慶覧、陸軍貯油施設、沖縄電力用地、県企業局用地、沖縄電力用地

読谷村軍用地地主会

- ・字安谷屋一三三(一)
・J A北中城支店内
・会長 高屋武潤一
・地主数二二〇七名
・関連施設
那覇港湾施設、嘉手納飛行場、空自・那覇基地、空自・那覇分屯基地、陸自・那覇訓練場、陸自・那覇駐屯地、陸自・那覇駐屯地那覇宿舎、那覇空港用地、那覇空港用地、日サイト

浦添市軍用地地主会

- ・字兼城一七〇・三(兼城町一)
・潮崎町一(糸満市役所内)
・会長 上原繁雄
・地主数一〇五名
・関連施設
空自・与座分屯基地、陸自・南与座分屯地

糸満市軍用地地主会

- ・字東風平三〇五(東風平町役場内)
・会長 金城榮幸
・地主数六五名
・関連施設
空自・与座分屯基地、陸自・南与座分屯地

那覇市軍用地地主会

- ・字志頭六五九(具志頭村役場内)
・会長 志頭里真常
・地主数一四名
・関連施設
陸自・南与座分屯地

具志頭村軍用地地主会

- ・字志頭六五九(具志頭村役場内)
・会長 志頭里真常
・地主数一四名
・関連施設
陸自・南与座分屯地

知念村軍用地地主会

- ・字久手堅二二(知念村役場内)
・会長 金城重正
・地主数二七〇四名
・関連施設
知念分屯基地

佐敷町軍用地地主会

- ・字佐敷四九〇(会長自宅)
・会長 平良信夫
・地主数四名
・関連施設
空自・知念分屯基地

知事へ要請▼北中城村長、議長、地主会長「天学院大学の誘致に係る側面的協力要請のため要請」
(十四)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十五)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十六)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十七)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)

知事へ要請▼北中城村長、議長、地主会長「天学院大学の誘致に係る側面的協力要請のため要請」
(十四)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十五)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十六)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十七)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)

知事へ要請▼北中城村長、議長、地主会長「天学院大学の誘致に係る側面的協力要請のため要請」
(十四)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十五)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十六)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十七)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)

知事へ要請▼北中城村長、議長、地主会長「天学院大学の誘致に係る側面的協力要請のため要請」
(十四)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十五)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十六)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十七)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)

知事へ要請▼北中城村長、議長、地主会長「天学院大学の誘致に係る側面的協力要請のため要請」
(十四)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十五)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十六)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)
(十七)▼沖縄県国際交流人材育成財団(含附)